

新潟県立上越テクノスクール施設貸付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟県立職業能力開発校規則(昭和47年新潟県規則第63号。以下「規則」という。)第2条第1項の規定に基づき、新潟県立上越テクノスクールの施設(以下「施設」という。)を使用させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(決定及び通知)

第2条 規則第39条により提出された援助申請書については、校長は、次のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 校の業務に支障があるとき。
- (2) 管理上支障があると認められたとき。

2 施設の使用の承認は、使用承認書(別記様式1)を交付して行うものとする。

(使用を認めない日)

第3条 施設の使用を認めない日は次のとおりとする。

12月29日から翌年の1月3日まで

(使用させる時間)

第4条 施設を使用させる時間は、午前9時から午後5時までとする。但し、校長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(使用させる場所)

第5条 使用させる施設は、別表に掲げるものとする。

(費用の負担)

第6条 第5条に規定する施設の使用に関して、使用者は、光熱水費及び管理費(以下「光熱水費等」という。)として、別表に掲げる経費を負担しなければならない。

2 前項の光熱水費等は、納入通知書により徴収する。

(光熱水費等の減免)

第7条 校長は、公用若しくは公共用又は公益の用に供すると認めるときは、光熱水費等の全部又は一部を免除することができる。

2 光熱水費等の全部又は一部の免除を受けようとする事業主等は、光熱水費等免除申請書(別記様式2)を校長に提出しなければならない。

3 校長は光熱水費等の免除の内容及び程度を決定し、免除が適当と認めるときは光熱水費等免除決定通知書(別記様式3)により、免除が不適当と認めるときは別記様式4により事業主等に通知するものとする。

(その他必要事項)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が個別に定める。

附則

この細則は平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は平成31年4月1日から施行する。